

パブリックコメント「第二次経営改革大綱」(案)に対していただいた意見の概要と市の基本的な考え方

1. 結果の概要

(1) パブリックコメント実施期間: 令和元年11月15日(金)～12月20日(金)

(2) 提出された方の総数: 2人(メール2人)

(3) 提出された意見の総数: 35件

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
1	I. 経営改革大綱策定の背景 (2) 公共施設等の状況 (P6)	<p>公共施設は作ったときからいずれ建て直さなければいけないことはわかっていますよね?子どもでもわかることです。では、なぜそれに見合うだけの額がプールされていないのでしょうか?</p> <p>そこのところの反省がないのに今度は「選択と集中」という適当な言葉で公共の財産を売り飛ばしたり、協働という言葉で社会支出の削減を図ったり、まったく信用出来ないな、と思ってしまいます。</p> <p>まずはこのプール金をなぜ市はちゃんと貯めてこなかったのだらう?どんな問題、責任があったのだらう?そこをつきつめて市民に開示・周知しないとけないと思います。そうでないとまた同じような失敗を繰り返したり、場当たりの信用ならないな、と思われるのではないのでしょうか?</p>	<p>現在の官庁会計では、「入りを量りて出を制す」、「最少経費で最大サービスの提供」といわれるように、その年度に市民の皆様から収めていただいた税金を、その年度のサービスにどのように還元するのかという視点で毎年度の予算編成が行われており、公共施設の再生が本格化する以前において、本市は、公共施設の整備に向けた資金を積み立てるための基金を設置してまいりました。平成25年度以降においては、公共施設等再生整備基金を設置し、公共施設等の改築、改修その他の整備に活用しております。ただし、公共施設の建設時に地方債を発行し、その償還を20年間程度の期間で行うことにより、施設を建設するときの市民だけでなく、将来の市民にも建設費を負担していただく対応を行っていました。</p> <p>しかし、公共施設の老朽化問題や地方債の残高が増加し、地方財政の悪化が社会問題化してきたことから、平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」及び平成18年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」が通知され、その中で、「資産・債務管理」が取り上げられ、「各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進めるとともに、<u>未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定すること。</u>」とされています。また、平成18年6月には、行政改革推進法が制定され、上記の動きが加速することになりました。</p> <p>習志野市では、この流れを受け、全国の地方公共団体の中でも先進的といわれる、現在の公会計改革や公共施設マネジメントの取組に繋がる業務をスタートしています。</p> <p>ご指摘いただきました貴重なご意見を斟酌しつつ、将来世代に負担を先送りしない公共施設再生の取組を進めてまいります。</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
2	I. 経営改革 大綱策定の背 景 (3) 財政の状 況と将来見通 し (P7)	<p>いくつかの今後の市のモデルを提示してほしいです。</p> <p>例えば生活上必要なインフラや憲法が定めるところの最低限必要な福祉をボトムとして示し、そこからさらに充実させるとどのようなモデルになるか、金額を明示し何パターンか示して欲しいです。財政シミュレーションがあると言うかもしれませんが、もっと市民の議論を喚起できるような形で周知して欲しいです。そうすることでようやく多くの市民は市政の問題にリーチ出来るのではないのでしょうか？</p>	<p>今後の習志野市の姿の一部は、人口推計、財政計画により、本年3月公表予定の習志野市後期基本計画に示してまいります。なお、財政計画においては、人口推計に基づき、市税収入や福祉に関わる扶助費等、今後の歳入・歳出を見込んでおります。</p> <p>また、本計画策定においては、市民意見交換会を開催し、市民の方々の議論の場を設けて、貴重なご意見等をいただいております。</p>
3	II. 第二次経 営改革大綱策 定とその目的 (P9)	<p>下から7行目 「…、子ども、若者、障がい者、外国人が公正、公平にプロダクティビティを持ち、…」の「プロダクティビティを持つ」とは、どのような意味で使われているのか。通常「プロダクティビティ」は「生産力、生産性」と訳されるが、「公平、公正に生産性(又は、生産力)を持ち、」と日本語に訳すと、この文章における意味が分からない。どのような意味に解釈すればいいのか。「横文字」は【用語説明】にその意味を記載すべきである。</p>	<p>「活力」「行動力」といった意味で使用しています。ご指摘の通り【用語説明】に意味を掲載いたします。</p>
4	II. 第二次経 営改革大綱策 定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	<p>(1)「財政シミュレーション」の必要性を謳っているが、「財政シミュレーション」は行われたのか。もし、行われているのであればその結果(資金不足見込み総額)を提示すべきであり、行われていないのであればその理由の説明を求める。</p>	<p>現在、後期基本計画及び第二次経営改革大綱の計画初年度である令和2年度予算編成段階であり、令和2年度以降の実施事業について検討段階です。このことから、財政シミュレーションについては、暫定的な数字を使用しているため、公表できる段階にはありません。なお、財政シミュレーションに相当する財政計画については、本年3月公表予定の習志野市後期基本計画において示してまいります。</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
5	II. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(2) 今回の「効果予測額」は第一次に比べると半分以下(第一次の43%)となっているが、なぜこれほどまでに少ないのか。そして、この「効果予測額」で良いと判断した根拠は何か。	第一次経営改革大綱実行計画との効果予測額の比較として、歳出面においては、「人件費の見直し」で4.1億円、「施設の統廃合」で7.4億円、「補助金の見直し」で2.6億円の差となっています。人件費においては、職員給与に係る手当の国基準との相違がなくなったこと、時間外勤務による効果額を時間数で捉えて、経営改善編に考慮したこと等により生じたものです。施設の統廃合は、こども園整備、市立幼稚園及び保育所の私立化の計画数が減少したことにより差が生じています。さらに、補助金は、3年に1度見直していることから、差が生じています。 また、歳入面では、「市税の収納率向上」「保険料の収納率向上」で3.7億円、「受益者負担の見直し」で19.9億円の差となっています。市税、保険料の収納率向上においては、人口減少、少子高齢化に伴う調定額の減により差が生じています。また、受益者負担の見直しにおいては、下水道会計への公営企業会計の移行などによる対象項目の減により差が生じています。 効果予測額の減をご指摘いただきましたが、実行計画に従い実績を重ねることによって効果予測額は減となっていることを確認し、本市行財政改革は着実に進んでいる途上にあるものと判断する中で、本大綱を策定しました。
6	II. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(3) 「財政健全化編」の取組による「効果予定額」は「今後の資金不足見込み総額」を考慮した上で算出されたのか。もし、「資金不足見込み総額」と関係なく「効果予測額」を算出したのであれば、今後の「資金不足見込み総額」との整合性をどのように図っていくつもりか。	現在、後期基本計画及び第二次経営改革大綱の計画初年度である令和2年度予算編成段階であり、令和2年度以降の実施事業について検討段階です。このことから、財政シミュレーションについては、暫定的な数字を使用している試算となっており、今後、資金不足が発生した場合、さらなる取り組みが必要になるものと認識しております。 今後の資金不足見込み額の算出を伴う財政計画と本大綱は、併行して策定を進めました。なお、今後の行財政運営における資金不足において、様々な対応が考えられる中で、第二次経営改革大綱については、第一次経営改革大綱と同様に適宜、見直しを実施し、追加での取組も検討してまいります。

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
7	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(4) この文章に基づいた作業の結果の記述はなく、「支出の削減」と「収入の確保」の取組事項の表だけが提示されているにも拘わらず、なぜこのような文章を記載したのか、その意図が分からない。その意図を問う。	既述のNo.4、No.6の理由により財政シミュレーションについて記載できませんでしたが、財政計画を掲載する予定であることから、ご指摘の文章について、記載いたしました。
8	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(5) 「人件費の削減」について ①事業の「選択と集中」について ・事業の「選択と集中」のためにどのような検討が行われたか。	PI4「経営改革の目標と基本的方向」の目標5「財政健全化」における、基本的方向「内部管理的経費の抑制」、「最適な行政サービス水準を見据えた事務事業の見直し」や「新たな分野及び手法を踏まえた民間活力の導入」について庁内で検討し、実行計画に示しました。〔具体例：実行計画【財政健全化編】No.70~84〕
9	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(5) 「人件費の削減」について ①事業の「選択と集中」について ・事業の「選択と集中」による「人件費の削減」の効果予定額はどの程度見込まれているか。	「No.71基幹統計システムの導入による削減」(6,971千円)、「No.84公民館の指定管理館の拡大」(45,000千円)の効果額は、人件費の削減に関するものであり、それ以外の取り組みといたしましては、事務の効率化等による作業の短縮等を考えております。
10	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(5) 「人件費の削減」について ②「生産性の向上」について ・生産性を向上するためにどのような検討が行われたか。	PI4「経営改革の目標と基本的方向」の目標3「職員能力の向上と多様で柔軟な働き方の実現」における、基本的方向「研修制度の充実」、「適材適所に配慮した人事配置」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」について庁内で検討し、実行計画に示しました。〔具体例：実行計画【経営改善編】No.51~57〕

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
11	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(5)「人件費の削減」について ②「生産性の向上」について ・「生産性の向上」に「人件費の削減」の効果予定額はどの程度見込まれているか。	No.10の取組項目は、職員の資質を上げることにより生産性を上げるものであり、効果額を測定できるものではありません。なお、効果額が測定できない項目については、経営改善編において示しています。
12	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(5)「人件費の削減」について ③「ICT・AI・ロボット技術などの技術革新を取り入れる」について ・「ICT・AI・ロボット技術などの技術革新」をどのような業務に取り入れるつもりか。	実行計画【経営改善編】「No.48定型業務におけるRPAツールの導入」、「No.49会議録システム(AI)の導入」が該当し、RPAについては、業務の性質が定型的で量が多いもの、会議録システムについては、庁内の多くの会議の会議録の作成に関わることから、全庁にわたり業務効率化の効果が及ぶものと見込んでおります。
13	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(5)「人件費の削減」について ③「ICT・AI・ロボット技術などの技術革新を取り入れる」について ・「ICT・AI・ロボット技術」の活用による「人件費の削減」の効果予定額はどの程度見込まれているか。	RPAについては、今年度8月から2課6業務における実証実験において、導入可能性及び効果の検証を行っているところです。このうち、令和元年12月末までの検証結果としては、こども保育課における支給認定業務で約64,200円/年、会計課における市税科目別収納業務で約348,000円/年の効果が実証されました。RPAについては、次年度以降、業務改善の効果が高いと見込まれる業務を見極め、導入業務の拡大を図ってまいります。 また、AIについては、会議録システムの導入の他、日進月歩の技術を踏まえて、導入分野や用途は多岐にわたってきており、今後もますます活用事例が増えていくものと見込んでおります。なお、現在のところ、参考とする効果額算定例は見当たりません。

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
14	Ⅱ. 第二次経営改革大綱策定とその目的 (P9) 【実行計画】 財政健全化編 (P6~P9)	(5)「人件費の削減」について ③「ICT・AI・ロボット技術などの技術革新を取り入れる」について ・「ICT・AI・ロボット技術」を活用するためには高度な技術的知識が必要であるが、活用するための庁内体制は整っているのか。	今年度、組織の見直しを行い、総務部情報政策課内に「ICT推進係」を設置いたしました。担当する主な事務は、情報化の推進に係る調査及び研究に関すること、情報システムによる事務改善に関すること等と定めております。
15	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	(1)「第一次経営改革大綱の実行計画」の「課題」は、計画に対する実績の検証が十分に行われなければ明らかにならないものである。この項で実績の検証結果として述べているのは、 ・長時間労働については、市庁舎における21時消灯などの対策を講じ、一定の成果があった。 ・しかし、「時間外勤務時間数の縮減」については、計画値と実績値に乖離があった。 ・そのため、職員配当数が計画値以上となり、「定員適正化の推進」も実績と乖離する結果となった。 という「人件費」に関する一部の検証(長時間労働と時間外)だけで、しかも、計画が達成できなかったと言っているだけである。取組事項はこれ以外にも多くあり、「経営改善編」の64件の取組事項及び「財政健全化編」の各項目についての検証内容については全く述べられていない。まずは、「第一次経営改革大綱の実行計画」全体の実績の評価・検証を行い、その全体を俯瞰した上で、「課題とその対応」が分かる文章に修正すべきである。	【以下、No.15~No.18に係る回答】 【No.15】第一次経営改革大綱の最終年度となる令和元年度については、決算確定後に最終的な評価、検証を行います。なお、毎年度の決算後には、各年度の進行管理について、検証しております。 【No.16】【No.17】【No.18】ご指摘を受け、修正いたします。 9ページ1行目に以下を追記します。 「「自立的都市経営の推進」を目的とする第一次経営改革大綱では、各種経営改革の取組を掲げ、着実に実行してきました。平成30年度までの主な実績は、文書管理システムの導入、窓口業務の一部委託実施、申告時の業務委託の拡大、保育所調理業務の民間委託化、公民館への民間活力の導入、市立幼稚園・保育所の私立化、ふるさと納税寄附者への返礼品開始などがあります。 一方で、庁舎等市施設内自動販売機の入札制度の導入、時間外勤務時間数の削減などの項目(詳細は17ページに記載)は、目標に至らず、これらは、第二次経営改革大綱においても引き続き、課題として捉えます。」 15ページ「1. 第一次経営改革大綱の課題とその対応」以下1行目から7行目までを削除します。

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
16	<p>V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)</p>	<p>(2) 本項後半の3行の文章(以下に示す)は、今後の経営改革全般の取組みに関する記述のつもりであると思われるが、業務改善の一部について記述しているだけであり、文章の意味も不明確である。このことを前提にして、以下にこの3行に関するコメントを記す。</p> <p>「第二次経営改革大綱においても、これらの項目は引き続き計画化し、前述の通り業務の効率化や民間委託、ICT 技術の導入など業務改善を推進することで特に厳密に適正な進行管理 に努めてまいります。」</p> <p>①「これらの項目は引き続き計画化し、」の、「これら」とは何を意味するのか。</p>	<p>17ページ「キャリアデザイン用語説明」の次行に以下を追記します。</p> <p>「庁舎等市施設内自動販売機の入札制度の導入 (自動販売機の設置に伴う使用料は、他の自治体の実態を踏まえ、本市においては販売実績等を考慮し、使用料を減免することなく、習志野市使用料条例に基づき計算した応分の負担を自動販売機設置事業者に求めることとしました。)</p> <p>・時間外勤務時間数の削減 (時間外勤務縮減に向け、業務の平準化や市庁舎の21時消灯などの取り組みにより、長時間労働は減少傾向にある一方で、多様化する市民ニーズへの対応に加えて、国、県からの委譲事務の増加による窓口対応や煩雑な事務などにより時間外勤務時間数の削減には至りませんでした。今後は、引き続き、業務の改善、AI、RPA化による業務の効率化等を進めるとともにワーク・ライフ・バランスを考慮した職員一人ひとりの働き方に対する意識啓発に努めていきます。)</p> <p>・出納業務の民間委託化の研究 (平成26年度に実施した業務プロセス分析の結果、出納業務の民間委託はせず、現状維持(職員が業務を行う)の方針となりました。審査業務も含めた会計業務の委託化については、委託化に伴うスペースの確保などの課題があることから、引き続き会計業務を見直していく中で、他市事例などを研究していきます。)</p> <p>・学校給食費の収納率向上 (残高不足による振替不能となった家庭には、督促状及び納付書を送付していますが、平日に銀行窓口で支払いをすることが難しい家庭が多いこともあり、想定よりも収納率が上がりませんでした。口座引落日や再振替が無いことなどの周知を図っていきます。)</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
17	<p>V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)</p>	<p>(2) 本項後半の3行の文章(以下に示す)は、今後の経営改革全般の取組みに関する記述のつもりであると思われるが、業務改善の一部について記述しているだけであり、文章の意味も不明確である。このことを前提にして、以下にこの3行に関するコメントを記す。</p> <p>「第二次経営改革大綱においても、これらの項目は引き続き計画化し、前述の通り業務の効率化や民間委託、ICT技術の導入など業務改善を推進することで特に厳密に適正な進行管理に努めてまいります。」</p> <p>②上記の「業務改善を推進することで特に厳密に適正な進行管理に努めてまいります」の文章は、計画の進行管理を正しく解釈したものになっていない。一般的に進行管理は「P(計画策定)→D((計画実施)→C(達成評価)→A(改善)」のサイクルで表されるが、これに当てはめると、「業務の改善を推進する」は「D」に相当し、「厳密に適正な進行管理」は「P・D・C・A」サイクル全体を指すのです。即ち、「業務の改善を推進する」だけでは「厳密に適正な進行管理」はできないのです。この様な解釈によれば、この文章の修正が必要である。</p>	<p>【NO. 15~16の回答欄に記載】</p>
18	<p>V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)</p>	<p>(3) 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」は「業務改善」だけではなく、他にも改善すべき事項があるはずである。そのため、「経営改善編」では69件の取組事項が計画され、「財政健全化編」の効果予定額を予測しているのではないか。この文章は、上記(1)、(2)項の指摘を含めて全文改訂すべきである。</p>	

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
19	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (1) 「No.30 各プロジェクト等の見直し」について (第二次No.31に再計画) ①27年度「実施」の進捗度が25%は「検討」段階ということであり、H28年度以降H30年度においても「見直しを実施していく」となっている。計画通り「実施」できない理由は何か。	ご指摘の通り、平成27年度は25%（「検討」段階）であり、平成28年度～平成30年度は、50%（「検討が完了し、実施に着手した」段階）としています。同取組項目については、常に見直し、変化、推進していく必要があることから、完了状態とはせず「50%」としています。
20	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (1) 「No.30 各プロジェクト等の見直し」について (第二次No.31に再計画) ②この取組事項において、対象となる市内プロジェクト等の件数はいくつか。	市内プロジェクト等については、各所属において、時限的な設置が多い等により、件数については把握しておりません。なお、第一次経営改革大綱の取組事項にあたる各種プロジェクトの見直しは、毎年度、各所属に照会し、見直しの有無について確認しており、第二次経営改革大綱においても同様の手法にて確認してまいります。
21	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (1) 「No.30 各プロジェクト等の見直し」について (第二次No.31に再計画) ③この取組事項は第二次経営改革大綱の「経営改善編(P3)」のNo.31に再計画されており、R2年度「実施」、R3～R7年度「継続実施」となっているが、いつ「完了」の予定か。	No.19のとおり、同取組項目については、恒久的な取組であることから、完了状態とはならないと考えております。

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
22	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (1)「No.30 各プロジェクト等の見直し」について (第二次No.31に再計画) ③担当課が「旧企画政策課」から「財政課」に変更になった理由は何か。(私は「総合政策課」の担当と考える)	平成28年度の機構改革により、「経営改革に関すること」は企画政策課から財政課所管となりました(習志野市行政組織規則)。「各プロジェクト等の見直し」の取組内容には、「会議や会議運営に係る職員の業務負担を軽減すること」を記載しており、業務改善に関することであることから、経営改革と扱うことで、財政課が担当となります。
23	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (2)「No.31 車両維持管理業務の見直し」について (第二次No.32に再計画) ①H26年度以降「実施」となっているが、毎年度の「次年度の課題と実施予定」は「継続的に取組を推進する」となっている。本事項は技術的に難しいとは思えないが、なぜ実施できないのか、その理由を問う。	現在、公用車の維持・管理については、経費節減と環境対策のため、軽自動車への移行を進めているとともに、保有している公用車の更新と廃車は、車両の経過年数や稼働状況、修繕の実績等を踏まえて、継続して取り組んでいます。
24	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (2)「No.31 車両維持管理業務の見直し」について (第二次No.32に再計画) ②対象となる車両は何台か。	対象となる車両は、平成30年度末現在で197台となっています。

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
25	V.経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I.「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	<p>◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (2)「No.31 車両維持管理業務の見直し」について (第二次No.32に再計画)</p> <p>③この取組事項は第二次経営改革大綱の「経営改善編(P3)」のNo.32に再計画されており、R2・R3年度「検討」、R4年度「取組着手」、R5年度「実施」、R6・R7年度「継続実施」となっている。第一次では「実施」であった計画が第二次で「検討」から始まる理由は何か。また、技術的に何ら難しいとは思えないが、何を「検討」するのか。</p>	<p>第二次経営改革大綱では、公用車の効率的な運用と管理を図るため、既に全国の一部自治体で導入されているカーシェアリングの検討を予定していることから、改めて計画に位置付けています。</p>
26	V.経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I.「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	<p>◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (3)「No.37 庁舎等施設内自動販売機の入札制度の導入」について (第二次No.34再計画)</p> <p>①「実績内容」の「近隣各市の状況調査」がなぜ必要なのか、また、その状況調査に27年度から3年間かかった理由な何か。そして、状況調査によって何が分かったのか。</p>	<p>他の自治体における実施状況や事例等を調査・検証することは、本市が取り組む際、有益になるもの有効な手段であると考えていました。</p> <p>また、新しい庁舎に自動販売機の設置場所や必要台数等の検討により、調査を終えるまでには時間を要しております。</p> <p>なお、調査により自動販売機の設置に伴う使用料は、他の自治体では徴収することについて対応が様々であることを確認し、本市においては販売実績等を考慮し、使用料を減免することなく、平成30年度から習志野市使用料条例第3条に基づき計算した応分の負担を、自動販売機の設置事業者を求めることといたしました。</p>
27	V.経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I.「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	<p>◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (3)「No.37 庁舎等施設内自動販売機の入札制度の導入」について (第二次No.34再計画)</p> <p>②「入札制度」の導入ができない理由は何か。</p>	<p>今後においても、財産の有効活用を図る観点から、設置事業者は入札による公募などによりして決定する意向をあらためて計画に位置付けたものであります。</p> <p>この際、利用者の多くが職員であることや、販売実績が多くないものもあるため、実施にあたっては販売価格の設定に配慮するなど、より良い公募方法等を検討します。</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
28	<p>V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)</p>	<p>◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (3)「No.37 庁舎等施設内自動販売機の入札制度の導入」について（第二次No.34再計画）</p> <p>③H30年度は入札制度ではなく、「行政財産一時使用料」を採用した理由は何か。又、「行政財産一時使用料」の意味と定義は何か。</p>	<p>自動販売機の設置に伴う使用料は、他の自治体では徴収することについて対応が様々ではありましたが、本市においては販売実績等を考慮し、使用料を減免することなく、平成30年度から習志野市使用料条例第3条に基づき計算した応分の負担を、自動販売機の設置事業者を求めることといたしました。</p> <p><行政財産一時使用料の意味と定義について> 習志野市財務規則第226条第1項第1号では、地方自治法第238条の4第7項の規定（行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。）に基づき、「職員及び当該行政財産を利用者のため、食堂、売店その他厚生施設の用に供する場合」は行政財産の使用を許可することができるものとされています。</p> <p>また、使用料の徴収に関しては、習志野市使用料条例第2条「市が所有し、または管理する行政財産および公の施設の使用に関し、法令および他の条例に規定するもののほか当該施設等を使用しようとする者から、使用料を徴収するものとする。」に基づき徴収しています。</p>
29	<p>V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)</p>	<p>◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (3)「No.37 庁舎等施設内自動販売機の入札制度の導入」について（第二次No.34再計画）</p> <p>④この取組事項は第二次経営改革大綱の「経営改善編(P3)」のNo.34に再計画されており、R2年度「検討」、R3年度「取組着手」、R4年度「実施」、R5～R7年度「継続実施」となっている。第二次で再度「検討」から始まるのは第一次で全く進捗していなかったためであろうが、技術的に何ら難しいとは思えない事項の何を「検討」するのか。また、「取組着手」とは何をすることか、そして「実施」との違いは何か。</p>	<p>財産の有効活用を図る観点から、設置事業者は入札により公募をする等して決定する意向をあらためて計画に位置付けたものであります。</p> <p>この際、利用者の多くが職員であることや、販売実績が多くないものもあるため、実施にあたっては販売価格の設定に配慮するなど、よりよい公募の方法等を検討して実施につなげてまいります。</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
30	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	<p>◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (4)「No.55(仮) 公民連携事業推進基本方針及び実施計画の作成」について (第二次No.64再計画)</p> <p>①「基本方針及び実施計画」の策定が遅れている理由は何か。</p>	<p>公共施設等総合管理計画および公共施設再生計画の見直し作業に注力していたことにより、(仮称) 公民連携事業推進基本方針及び実施計画の策定が遅れておりました。しかしながら、公民連携事業を推進していくことは、人口減少、経済成熟社会の中で、時代の変化、市民ニーズに対応した行政サービスを持続可能な行財政運営のもとで実施していくための有効な手段のひとつであることから令和2年度末までに基本方針及び実施計画を策定します。</p>
31	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 I. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」 (P15)	<p>◆「第一次経営改革大綱」の実績の検証について (4)「No.55(仮) 公民連携事業推進基本方針及び実施計画の作成」について (第二次No.64再計画)</p> <p>②この取組事項は第二次経営改革大綱の「経営改善編(P5)」のNo.64に再計画されており、R2年度「実施」、以降は「／」となっている。これは、R1又はR2年度に「基本方針及び実施計画」が策定されるということか。</p>	<p>令和2年度末までに多様な主体がそれぞれの得意とする分野で能力を最大限発揮しつつ、適切な役割分担の下で公共を担うことを目的とした(仮称) 公民連携事業推進基本方針を定めるとともに、具体的な取り組みと効果を明らかにする実施計画を策定します。</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
32	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 1. 「第一次経営改革大綱の課題とその対応」(P15)	<p>◆「財政健全化編」の検証と今後の対応</p> <p>実績表によると、「支出の削減」のほとんどの項目が未達成であるにも関わらず実績の検証についての報告がない。以下の未達成の各項目について、未達成の理由と今後の対応についての説明を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人件費の見直し ②単独事業の見直し ③補助金の見直し ④施設の統廃合 ⑤指定管理者制度の導入 ⑥施設の民間化・民間委託等 	<p>ご指摘の①～⑥は、細分化した取組項目の中で、実績額が効果予定額に至らなかったことが未達成の理由となります。主な取組項目及びその対応は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①理由：「時間外勤務時間数の削減(No.66)」の未達成 今後の対応：No.15のとおりです。 ②理由：「福祉バスの見直し(No.74)」の未達成 今後の対応：車両の小型化及び台数の削減を検討。ルートなど具体的な検討を実施する。 ③理由：「その他補助金の見直し(No.80)」の実績額が効果見込額に達しなかったため。 ④理由：「こども園整備に伴う既存施設の統廃合(No.82)」の実績額が効果見込額に達しなかったため。 ⑤理由：「公民館への指定管理者制度導入(No.88)」の実績額が効果見込額に達しなかったため。 ⑥「学校給食センター老朽化対策及び民営化(No.91)」の計画が遅れたことによる 今後の対応：令和元年度開業により、今年度決算確定後、実績額が計上されることとなる。 <p>③、④、⑤については、実施しているにも関わらず、実績額が効果額に達しなかったものであり、対策としては、物価や人件費の経年の推移等を勘案しながら、効果見込額の精度を上げることしかありません。そのため、これらについては、行政改革の課題としておりません。</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
33	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 4. 「推進体制と実施状況の公表」 (P15)	<p>◆経営改革大綱の推進と実施状況・効果の検証は、「経営改革推進本部」と「経営改革推進委員会」が行うとしているが、これらの組織が本当に機能しているのか甚だ疑問である。その疑問を抱く事例を示すと共に、大綱の「推進と検証」をもっと強化するための新しい体制を提案する。</p> <p>(1) 今年度の経営改革「推進本部」と「推進委員会」の開催日程と本大綱に関連する議題の議事内容は次のとおり(市のHPより)であるが、大綱(案)について「その後、検討を行った」だけの記述であり、全く具体的な議論の内容が分からない。そのため、本当にこの組織が機能しているのか疑問である。推進本部と推進委員会の機能をもっと強化すると共に、議事内容を充実し、市民に議論の内容が分かるようにする必要がある。</p>	<p>市長を本部長、各部長を委員とする経営改革推進本部は、自治体経営戦略の企画立案、自律的な都市経営の推進に関すること等を事務分掌とし、具体的には、第二次経営改革大綱の策定、使用料の改正等について、検討しています。また、この下部組織として設置されている経営改革推進委員会は副市長を委員長、各次長等を委員とする経営改革推進委員会では、第二次経営改革大綱の策定、使用料の見直し、補助金の見直し、指定管理者の更新等について検討しています。</p> <p>これら会議は、庁内における各意見や方向性を検討・議論した上で、行政としての見解の統一化に向けた調整の場となっております。議事内容の公表については、現在の形式にとらわれず、市民によりわかりやすい記載となるよう努めてまいります。</p>

No.	見出し	意見概要	市の基本的な考え方
34	V. 経営改革大綱の実行計画、推進体制及び今後の見直し方針 4. 「推進体制と実施状況の公表」 (P15)	<p>◆経営改革大綱の推進と実施状況・効果の検証は、「経営改革推進本部」と「経営改革推進委員会」が行うとしているが、これらの組織が本当に機能しているのか甚だ疑問である。その疑問を抱く事例を示すと共に、大綱の「推進と検証」をもっと強化するための新しい体制を提案する。</p> <p>(2) 庁内だけの推進体制では機能の強化には限界がある。以前(平成20年頃)、「経営改革懇話会」という名称で有識者と市民の外部者による会議があったが、もっと真剣な推進と検証を行うために、これに相当する外部者による委員会を設置すべきと考えるが、行政はどのように考えるか。</p>	<p>経営改革大綱は、基本構想・基本計画・実施計画により構成する長期計画と併せて策定する行財政改革に係る計画であり、基本構想においては、「自立的都市経営の推進」として包含されています。そのため、後期基本計画につきましては、第二次経営改革大綱内容を踏まえて策定しています。</p> <p>なお、後期基本計画につきましては、市議会議員、市民を含む知識経験者を委員とする長期計画審議会に諮問し、ご審議いただいております。</p>
35	【実行計画】 経営改善編 (P1~P5)	<p>取組み計画にはいろいろな「取組み用語」が使われているが、それらの具体的な意味と定義の説明を求める。</p> <p>①検討 ②実施・検討 ③実施・取組着手 ④継続実施・検討 ⑤実施 ⑥継続実施 ⑦「／」</p>	<p>「取組み用語」については、次の通りです。</p> <p>①着手には至らず、計画や調整を行う段階のもの。②一部が実施、一部が検討のもの。③一部が実施、一部が取組着手(改革取組事項に着手し、変化の発生段階のもの)のもの。④一部が継続実施、一部が検討のもの。⑤改革取組事項を達成するもの。⑥前年度と実施内容が同一もの。⑦前年度で完了し、当該年度は、実施しないもの。</p>